

新旧対照表

○伊豆市議会基本条例（平成28年伊豆市条例第23号）

改正後	改正前
第1条から第16条まで（略） （監視機能の充実及び強化）	第1条から第16条まで（略） （監視機能の充実及び強化）
第17条 議員は、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し、文書で質問を行うことができる。	第17条 議員は、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し、文書で質問を行うことができる。
2 議長は、文書による質問があったときは、当該文書を審査の上、前項の趣旨に沿った内容であると認めたときは、これを市長に送付しなければならない。	2 議長は、文書による質問があったときは、当該文書を審査の上、前項の趣旨に沿った内容であると認めたときは、これを市長に送付しなければならない。
3 市長は、前項の規定により送付された文書による質問に速やかに応えなければならない。	3 市長は、前項の規定により送付された文書による質問に速やかに応えなければならない。
4 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により特に重要な計画等を積極的に議決事件として加え、又は範囲の拡大を図るものとする。	4 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により特に重要な計画等を積極的に議決事件として加え、又は範囲の拡大を図るものとする。
5 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、伊豆市総合計画条例（平成26年伊豆市条例第9号）第5条に規定する基本構想の策定及び変更に関することとする。	5 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、伊豆市総合計画条例（平成26年伊豆市条例第9号）第5条に規定する基本構想の策定及び変更に関することとする。 <u>ただし、軽微な変更を除く。</u>
第18条から第27条まで（略）	第18条から第27条まで（略）